慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	李鳴君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2014
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.87, No.6 (2014. 6) ,p.157- 171
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20140628-0157

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

李鳴君学位請求論文審査報告

一　はじめに

李鳴君が提出した博士学位請求論文『第三者のためにする生命保険契約本質論』は、李君の経歴――四半世紀近くにわたり明治安田生命保険相互会社において実務や法務に携わった経験――を踏まえた上で、第三者のためにする生命保険契約の本質を基本法理から探究したものである。本論文は、かねてより同君が実務的にも多くの疑問を有しており、また平成二〇年改正保険法の重要項目の一つであった「第三者のためにする生命保険契約」を取り上げ、これに関するほとんどすべての争点・論点について論じたものとなっており、その内容は、実務と理論の架橋を目指そうとするきわめて意欲的なものとなっている。李君の本文中の次の一言がこれを雄弁に語っている。「本研究により、保険法の研究者が保険実務の実態を理解するとともに、保険実務者が保険法の立法趣旨、理論構成を正しく理解し、実務運営により的確に反映するための一助となればと願うものである。」と。

二　論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

序　章
第1章　第三者のためにする生命保険契約の特質
　――民法上の第三者のためにする契約および第三者のためにする損害保険契約との対比から
第2章　被保険者の同意
第3章　被保険者による解除請求
第4章　保険金受取人の指定
第5章　生前の意思表示による保険金受取人の変更
第6章　遺言による保険金受取人の変更
第7章　保険金受取人先死亡の場合の保険金請求権の帰属
第8章　保険金受取人の介入権
第9章　保険料積立金の払戻し
第10章　中国保険法における保険金受取人の地位
終　章

このうち、第1章は「第三者のためにする生命保険契約に関する考察」法学政治学論究八三号六九～一〇五頁、第5章および第6章は「保険金受取人指定・変更の立法に関する一考察」法学政治学論究八一号一九三～二二八頁、第8章は「保険金受取人の介入権に関する一考察」法学政治学論究八八号三七～七二頁、第10章は「中国の保険法の人保険契約における保険金受取人をめぐる諸問題」保険学雑誌六一五号二〇五～二二四頁に掲載された研究成果を踏まえ、さらに加筆したものである。これ以外の部分は今回の論文提出にあたり書き下ろしたものである。

三　本論文の内容と各章の評価

1　第1章「第三者のためにする生命保険契約の特質」

第三者のためにする生命保険契約（保四二条）は、保険法上は第三者のためにする損害保険契約との共通事項とされており、また民法の第三者のためにする契約の一種として位置づけられている。李君は、はたしてそのような位置づけで正しいものであるかに疑問を抱いたところから、本章では、民法の第三者のためにする契約の立法上の変遷を考察した上で、民法の第三者のためにする契約および第三者のためにする損害保険契約と比較しながら、第三者のためにする生命保険契約の特質を明らかにする。

第三者のためにする損害保険契約については、相当早い段階から改正前商法とほぼ同様の規定が確立していたのに対し、第三者のためにする生命保険契約については複雑な変遷を辿っていた。その複雑な変遷の原因は、第三者のためにする生命保険契約に関しては、第三者（保険金受取人）の権利取得の要件、発生時期および確定時期、第三者が取得する権利の性質、要約者（保険契約者）の第三者受益権に対する変更・消滅権などに関する取り扱いが、民法の第三者のためにする契約（民法五三七条以下）とは根本的に異ならざるを得ない点や、第三者のためにする損害保険契約（保八条）とも、受益者の資格、受益者の義務、受益者の権利取得の確定時期などがすべて同じとはなり得ない点に、第三者のためにする生命保険契約の特質があったからである。

その結果、学説上の「第三者のためにする生命保険契約は、最初から最後まで第三者のためにする生命保険契約の性質を維持するのであって、途中で自己のためにする生命保険契約に変わることはない」とする、いわゆる保険契約者の一般的意識説は妥当性を欠いているという結論が導かれている。すなわち、「第三者のためにする生命保険契約」

と「自己のためにする生命保険契約」との間の相互転換の不可能性という伝統的な観念へのこだわりの放棄である。このような考え方自体は、既に慶應保険法学において踏襲されてきたものであるが、李君は、さらに周到な民商法の比較法研究、ローマ法にまで遡る沿革研究をなすことにより、理論面でのきわめて有力な補強をしている。

2　第2章「被保険者の同意」

保険法は、第三者のためにする生命保険契約を含む他人の死亡保険契約について、①契約の締結時、②契約成立後の保険金受取人の変更時、および③保険事故発生前の保険給付請求権の譲渡・質入時に効力要件としての被保険者の同意を必要としている（保三八条、四五条、四七条）。本章では、まず被保険者の同意を必要とする立法趣旨および三つの弊害（モラル・リスク、賭博保険、人格権侵害）防止の立法例を確認する。その上で、それぞれの仕組み、法理、相違点および改正点を考察する。

まず、これらの弊害防止の立法類型については、①利益主義、②親族主義、③同意主義の三つに区分されているが、同意主義は、利益主義と異なり、その要件がきわめて明確であるという点、また親族主義と異なり、他人の死亡保険契約の有用性も阻害されないという点、さらに道徳的危険の防止に関してはその危険性を被保険者の判断に委ねるという点で他の二つよりは効果的であり、加えて、同意を要件とすることによって人格権侵害の危険にも応えている、として最も妥当な立法例であると主張する。

次に、同意の法理をも探究しようとする。同意の法的性質の探究なくしては、同意の内容、同意の相手方、時期等の個別問題への対処は不可能だからである。学理上も解決されなくてはならない課題として挙げられるが、必ずしも的確な視点からのアプローチがなされてこなかったところ、たとえば、インターネット上での契約締結が増大し、電磁的な方法による被保険者本人の同意を取得する際の被保険者の同一性の確保が課題の一つとなることを指摘するなど、実務に精通した李君ならではのアプローチと解決がなされている。

3　第3章「被保険者による解除請求」

保険法は、自らの生命が保険に付された被保険者が同意をした後に、自らの生命に関しモラル・リスクに直面した場合や、保険契約締結時に同意の基礎となった身分関係その他の事情が著しく変わった場合において、被保険者の意

思による契約関係からの離脱を認め、被保険者による解除請求という、外国の立法例にみられない日本独特の立法手法を採用している（保五八条。ただ、被保険者からの解除請求を受けた保険契約者が保険者に対し解除権を行使してはじめて被保険者は将来に向かって契約関係から離脱可）。本章では、同制度の創設経緯、立法趣旨等を明らかにした上で、当該制度の仕組み、法理、解除請求の法定事由および重大事由による解除との関連性を考察するとともに、実効性の課題を指摘する。

この新制度は、モラル・リスク防止の強化、被保険者の意思の尊重および解除事由に該当するか否かをめぐる紛争解決に重要な意義を有するものであると指摘しつつ、新制度の創設に至る経緯や旧来からの学説の検討を前提とした上で、新制度に関する詳細な要件論を展開するとともに、最終的には今後に残された課題をも提起する。この新制度に関わる諸問題の網羅的な解明という意味で、今後の新制度の説明にあたっての不可欠の資料となるものと考えられる。

4　第4章「保険金受取人の指定」

保険金受取人の指定とは、生命保険契約締結時に保険契約者が保険金受取人を定める行為をいう。保険金受取人の指定に関する規定は特に設けられていないが、第三者のためにする生命保険契約が成立するためには、契約当事者以外の第三者が保険金受取人として指定されることが必要である。このように、理論上、第三者のためにする生命保険契約を締結するには保険金受取人の指定が必要とされ、実務上もその必要性が言われているが、一方で、それに関するトラブルが生じやすいことから、その理論構成を確認する意義がある。そのため、本章では、保険金受取人指定の有効性、表示行為などをめぐる解釈について詳細に検証されている。

保険金受取人の指定は、保険者の承諾を要せず、保険契約者の保険者に対する一方的意思表示でなされる単独行為である。第三者のためにする生命保険契約は、第三者のためにする損害保険契約とは異なり被保険利益は不要であるから、誰を保険金受取人に指定するかは原則として保険契約者の自由である。そのような状況下では、保険金受取人の指定の有効性や指定の表示に関する解釈問題が取り上げられることが多くなるところから、過去の裁判例を検討することにより現在の保険法の下ではいかに考えるべきかを検討している。

そして、本章の考察を通して、保険金受取人指定の表示に関して、無指定の場合、氏名と続柄が併記された場合、および「相続人」のみと表示された場合をめぐる解釈について改めて検証がなされており、保険法改正が従来の判例、学説および保険実務には特段の影響がないことが確認されている。とはいえ、李君は、「相続人」とのみ指定された場合について内縁の配偶者が含まれるか否かの大議論に関し、学説中の少数説である積極説に立ちたいが、保険実務からすれば学説の通説たる消極説に立たざるを得ないとの偽らざる苦悩さえ露呈している。こうした確認作業も重要であり、李君の真摯な検証態度が見てとれる。

5　第5章「生前の意思表示による保険金受取人の変更」

保険法には、保険金受取人の変更について、生前の意思表示による変更と遺言による変更の二つの異なる法的類型の規律が存在している。本章では、保険契約者の生前の意思表示による保険金受取人の変更に関する問題を取り扱う。改正前商法の規定からは、保険金受取人変更の効力発生要件などについて必ずしも明確ではなかったため、保険法はそれを全面的に見直した。そして、保険金受取人の変更について、保険法ではどのように整備されているのか、生前の意思表示の「発信」と「到達」はどのように解釈されるべきか、従来の学説・判例および保険実務にどのような影響を与えているかを分析する。

李君によれば、本章の考察を通して、保険法の改正により、生前の意思表示による変更（保四三条）の法理は以下の点において大きく変わったことが明らかになったとしている。

第一に、保険契約者が契約締結時に保険金受取人の変更権を留保した場合に限らず、保険事故が発生するまでは保険金受取人の変更は原則可能である。第二に、保険金受取人の変更は相手方のある意思表示であり、その相手方が保険者であることが明文化されたが、これによりこれまでの論争に終止符が打たれ、最高裁昭和六二年一〇月二九日判決は判例としての意義を失うこととなった。第三に、民法の到達主義（民法九七条一項）の例外として、保険契約者の意思表示の通知が保険者に到達することを前提（効力要件）としつつ、その効力発生時期を通知の発信時に遡らせることにしたが、これにより、特に保険契約者が被保険者でもある場合には、当該意思表示が保険者に到達する前に保険事故が発生したとしても、保険契約者の意思を尊重す

ることができる上、改正前商法六七七条一項のような対抗要件に関する規律は不要となった。

こうした法的整備により、保険金受取人変更の効力要件の問題が根本から解決されたこと、保険金受取人変更をめぐる当事者・関係者の利害調整が適切に図れるようになったこと、および紛争の未然の防止により法的安定性が確保されることになったことなどを考えると、その整備の意義はきわめて大きいと評価しつつも、保険法の下でも、依然として多くの課題が残されていると適切に指摘する。たとえば、保険契約者の債権者による保険金受取人の変更の可否について、債権の回収を図るために保険契約者の債権者が債権者代位権によって保険契約者の保険金受取人変更権を行使できるか、保険金受取人の変更に詐害行為取消権が認められるか、実務関連でいえば、保険金受取人の変更につき保険者の同意を要件とするような約款が許容されるか、など民法と深く関わりを有する理論および実務の両面からも興味深い課題が提示されており、民法に関連する議論にも挑戦しようとする。

6　第6章「遺言による保険金受取人の変更」

遺言による保険金受取人の変更は、高齢化社会のニーズに応えるために新設された制度であるが、外国の立法例には既に多く存在している。本章では、制度導入の背景、立法趣旨等を踏まえ、生前の意思表示による変更と比較しながら制度の仕組み、理論構成および民法上の遺言規定との関連性を考察し、遺言による保険金受取人の変更の法理を考察する。

その仕組みとしては、遺言による保険金受取人の変更はできるが（改正前はその可否自体に争い）、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の同意を要する（保四四条）。また、遺言自体については民法の遺言に関する規定が適用される。遺言の効力が生じた後に、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ保険者に対抗できず、保険者が旧受取人に対して行った保険給付は有効となる。保険契約者の相続人が複数いる場合でも、保険者への通知は相続人全員ですする必要はなく、相続人の一人がすればよい。生前の意思表示による保険金受取人変更は原則として保険者に対する一方的意思表示によって行われる相手方のある単独行為であるが、遺言は相手方のない単独行為であり、遺言による保険金受取人変更の意思表示は、保険者への意思表示によらず、一方的意思表示によって行われる。

改正前商法の下では、遺言による保険金受取人の変更の可否等をめぐって、古くから立法論上、解釈論上、様々な議論がなされていた。これらに関する論争を丹念に追跡し、さらには裁判例を検討することを通して、遺言による保険金受取人の変更の規定が新設されたことにより、これらの疑義のかなりの部分が解決されることとなると指摘する一方で、保険金請求権取得の固有権性をそのまま維持できるか、不明な遺言内容につき対保険者関係（二重弁済防止）と新旧保険金受取人相互関係とをいかに調整すべきかなど、依然として解釈に委ねられている部分が多く、課題も大きいと主張する。とりわけ後者の問題などは実務経験豊富な李君ならではの指摘である。

7　第7章「保険金受取人先死亡の場合の保険金請求権の帰属」

改正前商法の下では、保険金受取人が被保険者より先に死亡した場合、保険契約者は保険金受取人を他の者に変更することができるが、その変更権を行使しないで死亡した場合は、先に死亡した保険金受取人の相続人が保険金受取人になると定められていた（改正前商法六七六条）。こうした制度の下では、保険金受取人死亡後、保険契約者が新たな保険金受取人を指定するまでの間に保険事故が発生した場合、いったい誰が保険金受取人となるかは条文上必ずしも明らかでなかった。そこで、このように保険金受取人が誰か不明確になることを可能な限り回避するために、保険金受取人の死亡に関する規定を全面的に改正したのが保険法である（保四六条）。これにより、保険金受取人となっている者が保険事故の発生前に死亡したときに、保険契約者の死亡を待つことなく、つまり、保険契約者が生存するか否かを問わず、その保険金受取人の相続人全員が新たな保険金受取人となる。

本章では、まず立法の沿革をたずね、かつて外国立法例にもなかった保険金受取人中心主義が採用された経緯を明らかにした上で、問題点の所在、学説の議論、重要な裁判例を整理する。次に保険法の下での同制度の理論構成を試みるとともに、事例を持ち出し未解決事項に関する解釈を試みる。この点も、実際に多くの事例に触れ、法と現実の間の齟齬をよく知る李君ならではの事例設定と解決である。圧巻は、さらに、日本、欧米、中国において、保険金受取人先死亡の場合の保険金請求権の帰属をめぐる保険契約者の一般的意識に関するアンケート調査を実施した結果および得た示唆を述べるところである。第1章「第三者のため

にする生命保険契約の特質」において、第三者のためにする生命保険契約は、最初から最後まで第三者のためにする生命保険契約の性質を維持するのであって、途中で自己のためにする生命保険契約に変わることはないとする、いわゆる保険契約者の一般的意識説は妥当性を欠くとの理論的な分析がなされたが、その論拠の正当性がここにおいても証明されることとなる。最後に、保険金受取人中心主義を採用した日本の立法上の限界を指摘するとともに、その解決案を提示する。立法沿革の探究、比較法研究、さらにはアンケート調査の実施という、いわば社会学的考察までをも駆使しており、まさに、李君の『第三者のためにする生命保険契約本質論』の研究手法の真骨頂が発揮され、実務家であり研究者でもある広い視野と博識がここでも明らかにされる。

8　第8章「保険金受取人の介入権」

保険契約当事者以外の第三者との法律関係をも整備するという保険法改正の趣旨が反映された新しい制度である（保六〇～六二条）。ただ、保険法の規定は、介入権制度の基本的な仕組みに関する規律を設けるにとどまるため、条文上少なからず不透明な点が存在し、保険実務上も対応に戸惑うところがあるようである。本章では、立法の経緯、制度の理論構成を考察し、さらにはドイツの介入権制度と比較しながら、同制度の特徴および意義を明らかにすることから始め、その上で、介入権制度の趣旨等を勘案しつつ、保険実務にかかる不透明な点に絞ってその解明を試みている。

そもそも保険金受取人の介入権の立法趣旨は、利害関係者間の利益を調整しつつ、死亡保険契約を可能な限り存続させることにより、保険契約者または被保険者の遺族等である保険金受取人に対する死亡保険契約の生活保障的機能を維持するところにある。本制度の仕組みは次のようなものである。保険契約者の差押債権者・破産管財人等（解除権者）が保険料積立金のある死亡保険契約を解除しようとするときは、その解除の効力は保険者が解除の通知を受けた時から一か月を経過した日に発生する。その間に、保険契約者を除く保険金受取人のうち、保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者である者（介入権者）が、保険契約者の同意を得て、解除通知日に保険者が解除権者に対して支払うべき金額を支払った上で、その旨を保険者に通知する。これによって解除の効力は発生せず、保険契約を存続させることができる。

本章では、比較法的見地から保険法の介入権を導入する際に大いに参考とされたドイツ保険契約法の介入権制度と日本の制度を比較し、①規律の仕組み、②介入権者の要件、③介入権の行使、および④介入権行使の効果に関する相違を見出して保険法の介入権制度の特質を明らかにしながら、新制度として構築された介入権制度の詳細な要件論を展開している。続いて、介入権制度の不透明な部分について、問題の所在、学説による解釈、保険実務上の対応を整理した上、介入権制度の趣旨等に照らしながら、その解明を試みている。ここでも具体例を示しながら、学説上の解釈方向の検討、実務上の取り扱いの検討など、李君ならではの論理の展開がなされている。そして、そのような緻密な考察の後に、保険金受取人の介入権制度は、遺族等である保険金受取人の生活保護の必要性を重視しつつ、①介入権者と解除権者との利害関係、②介入権者と保険契約者との利害関係、③介入権者と保険者との利害関係、④解除権者同士の利害関係、⑤保険者と解除権者との利害関係などについてほとんどすべての関係者の利害を巧みに調整したものであり、全体としてはバランスの取れた立法的措置として高く評価できると指摘する。そうした評価に至るまでの李君の検討の過程が優れているからこそ、そのような評価にも説得力がある。

9　第9章「保険料積立金の払戻し」

本章が取り上げる題材は、前章の制度にも関わる内容であり、契約当事者間の衡平性の確保とその適切な利益の調整という保険法の重要な規範目的を具現化したものである（保六三条）。本章では、保険料積立金の定義、責任準備金と解約返戻金との関連性および相違を整理した上で、保険法上、保険料積立金の算出方法がどのようになっているか、どのような場合に払い戻さなければならないか、どのような場合に払い戻す必要がないかを明らかにする。

保険料積立金の払戻しに関する規定は、改正前商法から存在していたが、保険料積立金の定義およびその具体的内容については必ずしも明らかではなかった。したがって、まず、「保険料積立金」の概念およびそれと密接に関連する「責任準備金」、「解約返戻金」の概念との異同を明らかにし、諸概念の相関関係を公式で示した。そして、保険料積立金の定義およびその具体的計算方法に関する学説上の解釈の変遷、保険業法の定めとの関連性および従来の保険実務を考察し、立法経緯と改正趣旨を確認した上で、保険料積立金の払戻しの理論構成を分析している。とりわけ、

保険料積立金の計算方法などはきわめて複雑であり、実務的な要素の強いこの分野は、法律家だけでは手に負えるものではなく、李君のように保険実務と保険法に精通した者のみにより初めてなしうるものである。

さらに続けて李君は、保険料積立金に関わる制度の明確化は、これにより、変額年金や市場金利連動型商品等、新規開発された保険商品の保険料積立金算出にも適用可能となったことに加え、さらに今後開発される商品の自由な設計を妨げることのない規範となったことに重要な意義を有すると指摘する。保険実務に必ずしも明るくないわれわれ保険法研究者にとっては、そのような実務的な視点からの指摘もきわめて貴重なものとなる。

10　第10章「中国保険法における保険金受取人の地位」

ここでは、中国保険法の人保険契約における保険金受取人をめぐる諸問題として、①保険金受取人の指定・変更権者、②保険契約者が被保険者の雇用主である場合における保険金受取人指定の制限、③保険金受取人変更の方式、④遺言による保険金受取人の変更、⑤保険金受取人不存在の場合における死亡保険金の帰属に関する立法、司法および学説の動向を考察している。その結果、現行の中国保険法における保険金受取人に関する立法およびその法理には、ⅰ　保険金受取人の地位の低さ、ⅱ　被保険者中心主義、ⅲ　原則的、手続的な立法手法という三つの特徴があると結論づけるとともに、それぞれの背景ないし理由が説明されている。

月に一度以上も中国に出張し、中国の保険法学にも保険実務にも通じた李君であればこその指摘が数々なされており、中国において実務展開をなそうとする保険会社は、必ず本章において考察されている課題をクリアーすることが要求されるであろう。その意味で、本章が保険に関する唯一の研究誌である保険学雑誌に掲載されていることの意味は重大である。

四　本論文の評価

本論文は、保険法における「第三者のためにする生命保険契約」の本質論の解明およびそれと関係する各章で取り上げられているような固有事項についての本格的研究である。

平成二〇年改正前商法の下においては、「他人のためにする生命保険契約」（今回の改正により「他人のため」から「第三者のため」との名称変更）をテーマとする研究が

数多くなされてきたが、同改正以後は、個別事項に関する研究は散見されるものの、本論文のように第三者のためにする生命保険契約の本質の解明とこれに関連する個別事項の解明までも網羅的に論ずるものはほとんどみることができない。その意味で本論文は、「第三者のためにする生命保険契約論」の体系的論文と位置づけることができる。本論文においては、特に従来から注目されているもの、これまで展開されてきた法律論争に立法的な決着がついたもの、あるいは保険法に明確な規定が設けられておらず引き続き解釈論や約款に委ねられているもの、これらの中から主要な論点を取り上げて、理論と実務の両視点から、第三者のためにする生命保険契約の本質と法理さらにはその課題を明らかにしようとするものであって、李君のように保険実務と保険法学の両方に精通した研究者のみがなせる業といっても過言ではないであろう。

個別の章に対する評価はすでに各章の内容において触れているが、ここでは李君提出になる『第三者のためにする生命保険契約本質論』という論文全体に対する評価を中心とすることとする。

本論文の第一の特徴は、「第三者のためにする生命保険契約」に関連する各制度・各規定について、ロエスレル以後改正前商法に至るまでの立法の沿革、外国立法例、改正前商法の下における制度、問題の所在、重要な裁判例の動向、立法論的・解釈論的な議論、平成二〇年保険法制定の経緯などについて詳細な考察を行った上で、関係する制度・条文を分析し、その理論構成や問題点の解明に努めているところにある。これは非常に地味な作業であるが、とりわけ新たな制度が構築された場合には必要不可欠のものであり、いずれの検討を欠いても論文としては不充分なものとなってしまうところ、李君は決して労を厭うことなく、丹念にこれらすべての検討項目について徹底的に考察しようとするものであって、研究者としての高い能力を見て取ることができる。しかも、保険契約法の分析にあたっては、契約法である以上、民法との関わりもきわめて重要であるところ、李君は「第三者のためにする生命保険契約の特質」の検討にあたり民法の第三者のためにする契約の法理の立法沿革から解釈論上の問題点に至るまでの検討も丹念に行い、さらに「遺言による保険金受取人の変更」でも相続法制との関わりを検討するなど、基本法理の探究には欠くことのできない民法の法理との対比にかなりの労力を割くことにより、全体としての論文に重厚さをもたらしている。

第二の特徴は、保険法に関わる論文としては、従来ほとんど採用されてこなかったアンケートという手法により、制度のあり方の方向性を見出し、自らの主張の拠り所とした点にある。国別アンケートにより、保険金受取人先死亡の場合における保険金請求権の帰属（第7章）に関する保険契約者の意識調査を行い、保険契約者の真意を探究しようとしている。なぜこのような手間と元手のかかる手法をあえて選択してまで論文を構成していったのかというと、それは、李君が以前から抱いていた強い疑問に根ざしている。つまり、立法沿革に関する研究により、明治四四年商法を境目として、諸外国の立法例と異なり、受取人中心主義が採用された経緯を求めた結果、立法者の真意は、主に保険金受取人の欠缺を補うこと、および保険契約者ないし被保険者の相続債権者の引当にさらされないようにすることにあることが明らかとなったが、はたしてそれが保険契約者の真意に沿うものなのかという根本的な疑問である。そこで、日本、欧米、中国において、保険金受取人先死亡の場合の保険金請求権の帰属をめぐる保険契約者の一般的意識に関するアンケート調査を実施したのである（日本―六〇〇人程度、欧米（アメリカ、カナダ、オーストリア、イギリス、スウェーデン）―二二〇人程度、中国―四三〇人程度）。その結果、①保険金受取人先死亡の場合の保険金請求権が誰に帰属すべきかについて、いずれの国でも保険契約者ないし保険契約者側の相続人に帰属すべきことが保険契約者の意思に最も合致すること、②日本では、保険金受取人先死亡の場合に、保険金が保険契約者の債権者などに支払われるのに抵抗感があるわけではなく、むしろ保険金受取人の相続人より保険契約者の債権者に支払う方がより保険契約者の意思に沿うものと考える人が少なくないこと、および③保険金受取人中心主義は必ずしも日本の風土に合致しているとはいえないこと、等が初めて明らかにされることとなった。こうした分析に至るのも、李君が、見事に日本の過去から現在に至るまでの文化・歴史を理解し、この背景には、明治四四年商法当時の多子で三世代同居という時代とは異なり、現代は、少子化、核家族化、未婚・晩婚化、離婚率・再婚率の上昇、事実婚の選択など価値観の変化に伴い家族の構造が複雑化しており、保険社会における意識も大きく変動していることを看破したからに他ならない。

これらは、ワールド・ワイドに活躍し、各国の保険実務、各国民のメンタリティーの相違をよく理解している李君であるからこその分析・指摘であり、「第三者のためにする

生命保険契約本質論」の理論構築に確固たる裏づけをなしたものと評価できる。このように李君は、保険契約者の真意を求めるべく実態調査を試みた上で、保険契約者の意思を最大限尊重する観点からは、保険金受取人中心主義の日本の立法に限界があることを指摘し、さらに実務のなしうる範囲での解決案さえ示している。それは、長年にわたって数多くの判例や学説が積み重ねられ、保険実務もそれにしたがって形成されてきたため、その実態を容易に変えられるものではないことを認めつつ、保険実務上、保険契約締結時に、保険契約者は第一順位、第二順位などの保険金受取人をあらかじめ指定することができるような取り扱いをなすべきではないかという解決策である。

こうした李君の研究の方向性ないしは解決手法は、かつてのように押し付けと義理で生命保険に入っていた時代とは異なり、保険が自らの意思で購入する保険商品となってきた現代においては不可欠の思考方法となるべきであって、今後の立法の方向性に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

第三の特徴は、本論文の各章・各制度ごとに生命保険実務の実態を取り上げ論じている点である。李君は、次のように保険法の下における「第三者のためにする生命保険契約」を評価する。「保険法学者の観点からは、保険法に関連して今後生ずるであろう諸問題につき、とりわけ、保険金受取人等の保護、保険契約に関する複数の者の利害関係および差押債権者等の利益との調整、モラル・リスク等の弊害・危険性の防止、契約の相手方である保険者の立場等に配慮しつつ、一段ときめ細かな検証と議論が必要と考える。他方、保険実務家の観点からも、今後、生命保険実務においては、立法趣旨を踏まえ、保険制度の健全性と保険契約者等の保護との調和という基本的な視点を確認しつつ、約款の改正、実務運用の工夫による対処のバランスへの配慮が重要と考える。」と。まさに、保険法の理論と実務の両面からの分析こそが必要であり、制度の誤りは誤りとして正すべきであることを指摘しつつも、保険実務家としては今ある保険法の規定の趣旨に沿った運用のあり方を検討すべきとの基本的なスタンスが示されている。

そして最後に指摘すべき第四の特徴は、中国保険法に関する詳細な研究についてである。第10章は中国保険法における保険金受取人の地位に関する固有の研究であるが、本論文中には何か所も比較法研究の対象とされた中国保険法の制度が登場してくる。中国保険法自体の研究は乏しく、またわが国への紹介がほとんどない中で、李君の研究こそ

が先行研究となるようなものばかりであり、保険会社にとって、これらの研究を避けては今後の中国進出はままならないといってよいほど貴重な研究と指摘がなされている。

このように、李君の提出した本論文は、一篇の独立した学位請求論文としてきわめて高い価値を有するものと評価しうるが、李君の研究のさらなる発展・展開のために若干の希望を述べたいと思う。一つは、比較法制が示されてはいるが、その多くは外国法制の単なる紹介にとどまっているという点である。より重厚さを増すためには、一次資料としての原典にあたり、それに関する詳細な議論をも渉猟することが必要であろうと思われる。とはいえ、本研究の範囲においてそこまで要求することは過度の期待とも考えられるため、近い将来自らの研究において補充されれば足るであろう。第二に、第三者のためにする損害保険契約との関わりである。もちろん、第1章において示された通り、第三者のためにする損害保険契約と第三者のためにする生命保険契約とでは保険契約としての性質が異なる以上、あえて両者を取り上げて検討する必要はないとも考えられるが、損害保険契約と生命保険契約とは独立した別種の契約であるとしていた改正前商法の時代とは異なり、保険法では、形式上、保険契約中の損害保険契約と生命保険契約との分類がなされたのであるから、両者の異同に着目して本論文でなされた以上の論理を展開する必要性もあったのではないかとも考えている。

五　結　論

以上のように、われわれからの李君の将来の研究に対するいくつかの希望はあるものの、本論文は「第三者のためにする生命保険契約」の基礎理論と周辺の制度の本質を深く追究した優れたモノグラフィーであり、学界のみならず実務界にも寄与するところがきわめて大きい論文であるとの評価をなし得る。そして、本論文を通して披瀝された李君の研究者としての力量は充分であると考えられるところから、審査員一同は、李鳴君に博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与することが適当と判断する。

平成二六年二月二七日

主査　慶應義塾大学法学部教授・法学研究科委員　法学博士　宮島　司
副査　慶應義塾大学法学部教授・法学研究科委員　山本爲三郎
副査　慶應義塾大学法学部教授・法学研究科委員　鈴木千佳子

高木佑輔君学位請求論文審査報告

一　論文の構成

高木佑輔君の博士論文“Nationalism in Philippine State Building: The Politics of the Central Bank, 1933-1964”（「フィリピン国家建設におけるナショナリズム―中央銀行をめぐる政治過程、一九三三―一九六四年」）は、フィリピンにおける一九五〇年代の中央銀行設立とその後の経済政策をめぐる政治過程を分析している。高木論文はフィリピン政治の通説的理解に疑義を提示し、フィリピン政治および政治史に関して新しい解釈の提示を試みる野心的な研究である。英文にて作成された本論文は、本文二七一頁、参照・引用文献二一頁、目次など六頁からなっている。

博士論文の構成は以下のとおりである。

序章
序論